小田原都市計画地区計画の変更(小田原市決定)

都市計画 小田原漁港地区地区計画を次のように変更する。

| | 名 | 称 | 小田原漁港地区地区計画 |
|-----------------|------|----------|--|
| | 位 | 置 | 小田原市早川一丁目及び早川字西組地内 |
| | 面 | 積 | 約 6. 9ha |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | # | 也区計画の目標 | 本地区は、県西部地域の漁業拠点、水産物の生産流通拠点、都市住民との交流拠点、災害時の物資受入れ港として整備している区域である。 本地区計画は、本市の水産業を発展・活性化させるため、次に掲げる土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針、緑化の方針のもとに、良好な水産物の生産・流通・加工拠点及び交流促進の場を形成し、及び防災機能を確保することを目標とする。 |
| | ± | 亡地利用の方針 | 水産関連の機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な業務環境 の形成と維持・保全を図るものとする。 |
| | 地区 | 施設の整備の方針 | 本地区内において、道路、広場、緑地等を適正に配置するとともに、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。 |
| | 建築方針 | 物等の整備の | 良好な水産物の生産・流通・加工拠点及び都市住民との交流促進の場を形成するために必要な建築物等の用途、建築物等の形態又は意匠の制限について必要な基準を設ける。 |
| | 稻 | 禄化の方針 | 後背地の丘陵部における緑地及び海と調和した景観を形成するため、敷地内及び公共空間での緑化に努める。 |

| | 位置 | 小田原市早川字西組地内 |
|-------------------|--|--|
| 面積 | | 約 4. 2ha |
| 地区施設の配 | 道路 | 1 号臨港道路 幅員 約 9.0~12.0m 延長 約 400m |
| 置及び規模 | 公園等 | 広場 1 箇所 面積 約 0.46 ha 緑地 面積 約 0.25 ha |
| 放便 建築物等に関する事項 | 建築角の限の限の限の限の限の限の関連を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第2号に掲げる機能施設(直売所を除く。) 2 水産物等の販売を主とする直売所その他の店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)3 公衆便所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4(同条第1項第1号及び第2号に掲げる施設を除く。)で定める公益上必要な建築物4前各号の建築物等に附属するもの 1 建築物の屋根(ひさしを含む。)及び外壁等(屋根以外の部分をいう。)並びに工作物(自動販売機及び屋外広告物を除く。)の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては、無種の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分(ただし、地盤面からの高さ10m以下の部分に限る。)の色彩については、この限りでない。(1)建築物の屋根の色彩 使用する色相 明度 彩度 0.1R~5Y 5以下とする。2以下とする。上記以外の色相 5以下とする。2以下とする。(2)建築物の外壁等及び工作物の色彩使用する色相 明度 彩度 0.1YR~5Y 全域 6以下とする。し、1YR~5Y 全域 6以下とする。 |
| | | 囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この原でない。 使用する色相 明 度 彩 度 |